

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤堯の上告趣意のうち、公職選挙法二五二条が憲法一四条、四四条に違反する旨いう点は、所論の理由のないことは当裁判所大法廷判例（昭和二九年（あ）第四三九号同三〇年二月九日判決・刑集九巻二号二一七頁）の趣旨に従して明らかであり、その余は事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五九年一月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次